

板橋安心ネット規約

[令和4年 7月 26日議決]

第1章 総則

(名称)

第1条 この会を「板橋安心ネット」(以下「会」という。)と称し、事務局を「社会福祉法人板橋区社会福祉協議会」内に置く。

(目的)

第2条 会は、板橋区内に住む知的障がい・発達障がい者[児](以下「障がい者」という。)が犯罪やトラブルに巻き込まれることがなく、地域で安全な暮らしができるよう、権利侵害を防ぐためのセーフティネット構築に向けた活動や、障がい者の理解促進及び差別解消の推進を目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 社会的トラブルに巻き込まれないための当事者向け講習の実施、警察との連携及び連絡調整、SOSカードの登録・発行及び管理
2. 大規模災害に備え、区内の避難体制等の現状把握、行政や消防署等、関係機関との連携・情報共有
3. 幼児対象の「ふくしかみしばい」、区内のイベントにおける「障がい疑似体験」等、区民に向けた障がい者理解促進活動
4. パンフレット・ホームページ・SNS を活用した広報活動、権利擁護等、障がい者理解を高めるための講演会・研修会・イベントの企画・実施
5. 会員の資質向上を図る研修及び情報交換
6. その他、会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員及び資格)

第4条 会員は、次に掲げるものとする。

1. 正会員 この目的に賛同し、会の行う事業を積極的に支援する施設及び団体
2. 賛助会員 この目的に賛同し、経済的に援助する個人・施設及び団体

(入会)

第5条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表あてに提出し、総会の承認を得るものとする。

(会費)

第6条 会員は次に定める会費を納入しなければならない。

1. 正会員 年間 2,000 円
2. 賛助会員 一口 1,000 円

(退会)

第7条 会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。ただし、納入した会費は返還しないものとする。

(守秘義務)

第8条 会員は、この活動で知り得た情報について、全て何人にもこれを漏らしてはならない。また、会員を退会した後も同様とする。

(除名)

第9条 会員が次の各号に該当する場合、総会の議決により、これを除名することができる。

1. この規約に反した場合
2. この会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をした場合

第3章 役員(組織等)

(役員)

第10条 会に次に掲げる役員を置く。

1. 代表 1名
2. 副代表 4名以内
3. 会計 1名(事務局)
4. 会計監査 2名以内

(役員を選出及び任期)

第11条 役員は、正会員の互選により選出し、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員の職務)

第12条 役員の職務は次のとおりとする。

1. 代表は、会務を統括し、この会を代表する。
2. 副代表は、代表を補佐し、代表が不在の際はその職務を代理する。
3. 会計は、会の会計を掌握する。
4. 会計監査は、会計及び資産の状況を監査する。

(役員解任)

第13条 会は、規約違反又は会の目的に反する行為があったと認めるときは、総会の議決により役員を解任することができる。

(顧問)

第14条 会に顧問を置くことができる。顧問は、代表経験者をはじめとする適格者をもって充て、総会の承認を得て、代表が委嘱する。

第4章 総会及び会議

(総会)

第15条 総会は、毎年1回開催する。但し、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

1. 総会は、正会員をもって構成する。
2. 総会の議長は代表がこれに当たる。
3. 総会は、正会員の2分の1以上の出席をもって成立し、出席者の過半数で決議する。
4. 臨時総会は次の各号に該当した場合に開催する。
 - (1)役員が必要と認め、招集を請求したとき
 - (2)正会員の3分の1以上から書面により召集の請求があったとき

(議決事項)

- 第16条 次の各事項については、総会の議決を得なければならない。
1. 規約の改定に関する事
 2. 事業報告及び収支決算に関する事
 3. 事業計画及び収支予算に関する事
 4. 役員を選任に関する事
 5. その他会の運営に関し重要な事項

(会 議)

- 第17条 会は、総会のほかに次の会議を置く。
1. 役員会 役員会は役員を持って構成する。ただし、会計監査を除く。
総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。
 2. 定例会 役員会の決議に基づき会の業務を遂行するため、協力及び連携団体に参加を促し、月1回程度開催する。なお、会議を円滑に進めるため、事前に役員と部会長で内容を整理し定例会に図るものとする。
 3. 部 会 事業を遂行するため会員で役割を分担し、定例会終了後に開催する。また、部会は必要に応じて開催できるものとする。

第 5 章 資産及び会計

(運営経費)

- 第18条 会の運営経費は、次に掲げるものとする。
1. 会員会費及び寄付
 2. 財産から生じる収入
 3. 講演料等事業に伴う収入
 4. その他、福祉団体等からの助成

(事業年度、会計年度)

- 第19条 会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日迄とする。

第 6 章 補則

(委任)

- 第20条 この規約に定めるもののほかに、会の運営に必要な事項は代表が別に定める。

付 則 この規約は、平成15年11月1日から施行する。

付 則 この規約の一部変更を平成23年4月1日から施行する。

付 則 この規約の一部変更を平成25年4月1日から施行する。

付 則 この規約の一部変更を平成31年4月1日から施行する。

付 則 (1)この規約は令和 4 年4月1日から適用する。

(2)従前の板橋安心ネット規約(平成 15 年11月1日施行)は、この規約の施行をもって廃止する。